

○岡山県公害紛争処理条例

昭和45年10月9日

岡山県条例第54号

(趣旨)

第1条 この条例は、公害紛争処理法(昭和45年法律第108号。以下「法」という。)に基づき、公害に係る紛争の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会の設置)

第2条 法第13条の規定に基づき、岡山県公害審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査会の組織)

第3条 審査会は、委員9人以上15人以内をもつて組織する。

(委員)

第4条 委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、知事が、議会の同意を得て、任命する。

(専門調査員)

第5条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 知事は、専門調査員が当該専門の事項に関する調査を終了したときは、当該専門調査員を解任するものとする。

4 専門調査員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の庶務)

第6条 審査会の庶務は、環境文化部において処理する。

(鑑定料)

第7条 審査会に設けられた調停委員会又は仲裁委員会における鑑定人が公害紛争処理法施行令(昭和45年政令第253号。以下「令」という。)第16条の規定により支給を受ける鑑定料の額は、当該鑑定をするに当たり必要とした特別の技能の程度又はこれに要した時間及び費用を考慮して知事が定める額とし、その支給方法は、知事が別に定める。

(紛争処理の手續に要する費用)

第8条 法第44条第2項の条例で定める費用は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 令第16条の規定により参考人又は鑑定人に支給する費用
- 二 調停委員会又は仲裁委員会が提出を求めた文書又は物件の提出に係る費用
- 三 あつせん委員、調停委員、仲裁委員、専門調査員又は職員の出張に要する費用
- 四 呼出し又は送達のための費用

(手数料)

第9条 審査会に対し調停若しくは仲裁の申請をする者又は調停の手續への参加の申立てをする者は、1件につき、次の表に掲げる額の手数料を納めなければならない。ただし、法第36条第1項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第2項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から2週間以内に当該調停の申請人又は参加人からされた仲裁の申請に係る手数料の額は、同表により算出した額から当該調停の申請又は当該調停の手續への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。

項	区分	手数料の額
一	調停の申請	調停を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額 (一) 調停を求める事項の価額が百万円まで千円 (二) 調停を求める事項の価額が百万円を超え1千万円までの部分 その価額1万円までごとに7円 (三) 調停を求める事項の価額が1千万円を超え1億円までの部分 その価額1万円までごとに6円 (四) 調停を求める事項の価額が1億円を超える部分 その価額1万円までごとに5円
二	仲裁の申請	仲裁を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額 (一) 仲裁を求める事項の価額が百万円まで2千円 (二) 仲裁を求める事項の価額が百万円を超え1千万円までの部分 その価額1万円までごとに20円 (三) 仲裁を求める事項の価額が1千万円を超え1億円までの部分 その価額1万円までごとに15円 (四) 仲裁を求める事項の価額が1億円を超える部分 その価額1万円までごとに10円
三	調停の手續への参加の申立て	一の項により算出して得た額

- 2 前項の調停又は仲裁を求める事項の価額は、申請又は参加の申立てにより主張する利益によつて算定する。この場合において、価額を算定することができないときは、その価額は、5百万円とする。
- 3 令第6条の規定により調停を求める事項の価額を増加するときは、増加後の価額につき納付すべき手数料の額から変更前の価額につき納付すべき手数料の額を控除した額を納めなければならない。

(手数料の減免又は納付の猶予)

- 第10条 知事は、調停若しくは仲裁の申請をする者又は調停の手續への参加の申立てをする者が貧困により前条第1項の手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を減免し、又はその納付を猶予することができる。
- 2 前項の規定による手数料の減免又はその納付の猶予を受けようとする者は、知事が定めるところにより、書面をもつて、その旨を申請しなければならない。

(その他)

- 第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。